

2022年6月8日

須増 伸子

まず初めにロシアによるウクライナへの野蛮な侵略を断固糾弾し、国連憲章を守れの一点で世界が団結することに連帯致します。

この機に日本が大軍拡への道へ進むことは軍事対軍事の悪循環となり、平和に逆行することになると考えます。戦争を起こさせないために憲法9条を活かした外交に力を尽くし、平和な東アジアを作ることこそ政治の責任ではないでしょうか。

また今こそ、唯一の戦争被爆国である日本政府が核兵器禁止条約に参加することを強く求め質問に移りたいと思います。

1、物価高騰について

(1) 対策

「肥料が94%値上がりする」「ガソリンや食料品も軒並み値上げ」など、収入は増えないのにあらゆるものの価格があがり、暮らしと営業に大きな影響を与えています。

こうした中、国は「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を策定し、物価高騰等によって、厳しい環境に置かれた生活者や、中小・小規模事業者等に対する支援を行うとしています。

岡山県においても、国に呼応した対策を実施することですが、対策についての知事のお考えをお示してください。

(2) 消費税減税等

深刻な物価高騰のもとで生活水準が維持できず、経済も衰退する悪循環が起こっています。経済を回す実効性のある政策として、消費税減税を国へ求めるべきではないでしょうか。また、消費税のインボイス制度が2023年10月から実施されようとしています。インボイスの導入は、消費税の価格転嫁が困難な零細業者にも課税業者になることを迫ります。影響を受けるのは、零細業者だけでなく、フリーランス、つまり個人タクシーや文化・芸術、シルバー人材センター、農家をはじめ、ウーバーイーツなどの宅配パートナー、電気・ガスの検針員など、その数は1000万人前後とも言われています。このままインボイス制度を実施すれば混乱は必至です。

消費税減税とともにインボイス制度の中止を国へ求めるべきと考えますが知事のお考えをお示してください。

知事

共産党の須増議員の質問にお答えいたします。

物価高騰についてのご質問であります。

まず、対策についてであります。国の総合緊急対策に呼応し、臨時交付金を活用した地域公共交通事業者や中小企業、農業者等に対する支援、県独自のプレミアム付食事券の発行、県立・私立高校における電気料金や給食費等の高騰に対する保護者負担等の軽減などのほか、低所得のひとり親世帯への特別給付金などについて、補正予算案を取りまとめたところであり、今議会に追加提案したいと考えております。

次に、消費税減税等についてであります。消費税は、人口減少・超高齢化社会を迎え、全世代を対象とする社会保障の充実と安定等のため、必要な財源であり、国に対し、消費税減税を求めることは考えていないところであります。

また、インボイス制度は、消費税の複数税率下において、適正な課税を確保するためのものであり、国に中止を求めることは考えていないところであります。

以上でございます。

須増議員

知事ありがとうございます。

消費税の認識は以前とお変わらないのはわかりましたけれども、インボイスですけれども、複数税率のためには致し方ないという認識ですけれども、これだけ多くの人たちが混乱を招くという実態についてどう認識されていますか。

知事

混乱を招くという点につきましては、非常に長い猶予期間がとられているという点においても、そもそもインボイスが最初から入っていれば混乱がより少なかったという点でも、私インボイス制度は入れるべきだと考えています。

須増議員

知事、インボイス制度についての認識、私もっと調べてこれからしっかり認識して頂けるように頑張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

2、食糧危機について

(1) 政策転換等

ロシア・ウクライナは世界の小麦の30%、飼料の原料となるトウモロコシは20%を、ヒマワリ油は75%~80%を生産しています。国連は「第二次世界大戦以来最悪の食糧危機が引き起こされる」可能性を指摘しています。

すでに世界人口の30%が食糧不足となっています。日本の食料自給率の向上にむけて政策転換が大切となっているのではないのでしょうか。日本の国民一人当たりの農業予算はアメリカ・フランスの二分の一、韓国の三分の一にすぎません。

今でも補助金が少ない中で、さらに小麦や飼料などの増産が食糧不足のため求められ

ているときに転作補助金の大幅カットなどが進められています。ぜひ、国に対し食糧有事にそなえ食料自給率の向上を進める政策転換と、いわゆる転作補助金（水田活用の直接支払交付金）の削減中止を求めるべきと考えます。知事のお考えをお示してください。

（２）独自支援

また、いわゆる転作への県独自の支援については、都道府県連携型助成を15県が実施したほか、令和3年度で産地交付金の支援を拡充したのは11道県に及びます。ぜひわが県でも実施をしていくべきと考えますが農林水産部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

食糧危機についてのご質問であります。

政策転換等についてであります。現在、骨太方針に、将来にわたる食料の安定供給確保に向けた対策の検討が明記されるなど、国において食料安全保障政策について議論されていると承知しております。

また、いわゆる転作補助金については、先般、国に対し、中国地方知事会等を通じ、十分な予算の確保等について、提案したところでございます。

以上でございます。

農林水産部長

お答えいたします。

独自支援についてであります。県では、主食用米の需要が減少する中、水田活用の直接支払い交付金を活用し、農業者の経営安定を図るため、野菜や果樹等の収益性の高い作物への転換等に取り組んできております。

特に、産地交付金については、関係団体等で構成する再生協議会の意向を踏まえ、県独自の支援内容を設定し、飼料用米や飼料作物の増産に向け、取り組んでいるところであり、今後とも、地域の実情に応じた作付け転換を推進してまいりたいと存じます。

以上でございます。

3、気候変動問題について

（１）中小企業者等への支援

知事の提案説明にありました、気候危機打開のために、2030年までの温室効果ガス削減目標について意欲的に取り組む姿勢に期待をしています。

脱炭素の柱は省エネと再エネです。

今回は、省エネに重点を置いて質問します。日本の省エネは他国と比べ取組が遅れていたこともあり、これからでも2割から4割のエネルギー消費削減が技術的に可能だといわれています。

そのためにも、家庭でも、各事業所でも設備や機器の新規導入・更新時に省エネ型を選択することや、断熱性能の高い建築の選択、省エネタイプの車の選択などを大きく増

やすことが求められています。これからは脱炭素社会の構築のために環境に配慮した設備投資が当たり前となり、グリーン投資は大きなビジネスチャンスともいわれています。

また、最近のガソリン価格の上昇をはじめとした、エネルギー価格の上昇の影響により、省エネを進めることは、企業にとって実施しなければならないコスト削減でもあり、その重要性はますます高まっています。

ただ、中小企業者や小規模事業者は、省エネのための設備投資には、初期費用がかさむために十分に実施できず、取り残されていくところもあると考えられます。政策が必要です。このたび、示された中小企業者や小規模事業者の省エネのための設備投資にたいする支援策について産業労働部長のお考えをお示してください。

(2) 県営住宅の改修

住居の断熱性能を上げていくことは、冷暖房にかかるエネルギーを大幅に削減することになります。北海道では、公営住宅の断熱性能を上げる設備改善を実施し、生活困窮者の暮らしを支えることとあわせて、省エネを実行しています。所得が低い世帯ほどエネルギーコストの比率が高く、エネルギー貧困の状態を改善できます。ぜひ、岡山県においても、県営住宅の断熱性能を上げる施設改修を考えていただけませんか。土木部長のお考えをお示してください。

産業労働部長

お答えいたします。

気候変動問題についてのご質問であります。

中小企業者等への支援についてであります。現在、エネルギー価格の高騰により、多くの中小企業者が利益の圧迫を受けているところであります。

このため、エネルギー消費の抑制やコスト削減を図る省エネ設備への更新経費を補助し、投資負担を軽減するなど、中小企業者等の省エネに向けた取組を支援してまいりたいと存じます。以上でございます。

土木部長

お答えいたします。

県営住宅の改修についてであります。既存ストックを有効に活用していくため、定期的な点検と維持修繕を実施するとともに、築後 30 年を目安に計画的な改修を進めております。

その際、居住環境の改善のため、屋上防水にあわせて断熱材を追加し、断熱性能の向上を図っているところであり、今後とも必要に応じ、こうした改修を実施してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

改修にあたっては、断熱の対応をしているということでありありがとうございます。ただ、ど

のくらいの改修進行率なのかお示しを頂きたいと思います。

土木部長

再質問にお答えします。

改修の進行率ということでございますけれども、いま手元に数字を持ち合わせていないところでございますが、回収に合わせて随時行っているとともに、比較的築年数の浅いものについては、建設の時点で断熱効果が高いもので建築を行っておりますので、一定の数の断熱性能の高い建物になっていると考えております。以上でございます。

須増議員

やはり公営住宅におきまして、断熱効果を上げていく、ヨーロッパでは本当に丁寧にやっていて、随分省エネ効果とエネルギー貧困対策ということで効果を上げていて、北海道もされているっていうのがあったのですけれども、県も随時進めているということではあったのですけれども、やはりここを丁寧にやっていくというのは2030年までの並々ならない決意でいうととても大事な分野だと思うのですよね。もっとスピード感を上げて一気に計画アップして頂きたいと要望いたしますのでよろしくお願い致します。

4、被災者支援について

先日真備町の被災者支援センターで災害公営住宅の皆さんへの聞き取りが行われました。「一日誰とも話さない」「寂しい」「なにもやる気が出ない」などの声をお聞きし、コミュニティも十分確立できていない実態が分かりました。

平成30年7月豪雨の被災者の方は、地域や団地内のつながりやコミュニケーションが不足しています。また、コロナ禍の影響もあり、外出自粛などから活動量が低下し、人と人とのつながりがなく孤独を感じている人も少なくありません。日常の中での話し相手の不足や収入の不安定さなどから、抑うつ傾向の症状を有している人が多いことが見えてきました。

以上のようにただでさえ大変な社会情勢の中で、被災した地域はより多くの困難を抱えています。現在県でも一人一人に向き合う姿勢で対応していただいていることは承知していますが、ぜひ、被災者支援として、無料健康診断など体と心の健康にたいする支援を実施してはどうでしょうか。保健福祉部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

お答えいたします。

被災者支援についてのご質問であります。県では、精神保健福祉センター内に「おかやまこころのケア相談室」を設置し、電話や、個別訪問等による心の健康に関する相談支援を行っているところであり、身体の不調等に関する相談するに対しても、関係機関を紹介するなど、被災者の不安解消に向け取り組んでいるところであります。

引き続き、市町村等と連携を図りながら、被災者への支援を実施してまいりたいと存じます。以上でございます。

須増議員

現在心のケアの対応をして頂いていて、これ経年でまったく同じ数字ですずっと対応して頂いているのですけれども、今被災地で、例えば加算支援金を、あ、延長して頂いたことは大変感謝していますけれども、加算支援金をまだ受け取って頂いていない世帯は 1000 世帯ある。つまり家の再建があと 1000 世帯残されているという実態が見えてきています。そういう中で、それまで心の相談のことに関わっていない方にも、今になって色々な不安を抱えている、健康上の不安を抱えているっていう方が出てきている。東日本（大震災）でも 5 年以降から孤独死が急増して 600 人を超えたっていう報道があったり、熊本でも孤独死っていうことが問題になっていまして、やはりなかなか簡単に立ち直っていくということではない、また家の再建もこれからだという風に思います。

そういう中で、今までやっていることにプラスして広く健康に留意したアピールをしていくことがいま大切ではないかと感じているのですけれども、いかがですか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

さらなる対応ということでございますけれども、今回の 30 年の豪雨災害対応につきましては、いま市町村が様々な活動を行ってございます。戸別訪問であったり、あるいは個別の事例の検討会であったり、出張相談会であったり、色々なことを実施しているわけですが、県としてもそれを後方支援するような形で、一緒になって個別にここの、質問の中にも触れて頂きましたけれども、個々の対応させて頂いております。だいぶ年数も経ちましたので、それぞれの置かれている状況もかなりバラツキが増えておりまして、ご高齢の方もいらっしゃるということもありますので、一般論でどうこうということよりも個々の状況に応じた、寄り添った対応っていうことで、これは市町村と連携しながら、引き続き取り組んで参りたいと思います。

須増議員

市町村と連携していくということで、ぜひ期待しております。

やはり切れ目のない支援が大切で、仮設住宅から出て行けばそれで終わりっていうふうには絶対にして頂きたくない、そういう対応を、岡山県は絶対に孤独死を生まないという決意のもとに臨んで頂きたいと要望致しますのでよろしくお願いいたします。

5、看護現場等の処遇改善について

(1) 申請の実態

国は、看護・介護・保育などのケア労働者の処遇改善を図るとして今年二月から九月まで介護・保育で収入を月額 9000 円、看護は月額 4000 円引き上げる処遇改善事業を実施し

ました。しかし、補助の対象が限定的であったために、申請をした事業所や自治体は限られたものとなったと報道されています。まず、岡山県における事業所等からの補助申請の実態について保健福祉部長にお聞きします。

(2) 県の考え

また、10月からは看護・介護については、それぞれ診療報酬、介護報酬改定において、また、保育については公定価格の見直しにより処遇改善する仕組みが創設されると聞いていますが、10月以降の制度の不透明さがあり、不安が広がっています。県として確実に事業所の処遇改善事業を継続していく必要があると考えますが、県としてどうお考えでしょうか。保健福祉部長にお聞きします。

(3) 認可外の院内保育所

処遇改善事業に含まれなかった病院内にある認可外の院内保育所の職員についてですが、厚生労働省の事務連絡では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使って一時的な金銭給付が可能と記されています。岡山県でも実施をすべきと考えますが保健福祉部長のお考えをお示してください。

(4) 対象の拡大

看護の職場では、コロナ患者を受け入れている病院であっても急患の受け入れが年間200に及ばないとしてこの処遇改善事業の対象とならなかつたり、病院内で看護師以外の職種に支給されないケースが生じるなど、極めて限定的な支給となっているために現場に分断が生まれています。ぜひ、ケアの現場で働くすべての労働者を対象とした処遇改善事業を実施していただけるように、対象の拡大を国へ要望すべきと思いますが、保健福祉部長のお考えをお示してください。

保健福祉部長

お答えいたします。

看護現場等の処遇改善についてのご質問であります。

まず、申請の実態についてであります。看護は、対象となる55の医療機関のうち76%にあたる42機関が、また、介護は、対象2,470事業所のうち89%にあたる2,201事業所が、さらに保育は、対象716施設のうち66%にあたる475施設がそれぞれ申請をしております。

次に、県の考えについてであります。看護・介護・保育など良質なサービスの提供を図る上で、処遇改善は重要であると認識しており、これまでも、その取組の継続等について、国に要望してきたところでありますが、引き続き、全国知事会など様々な機会を通じ、働きかけてまいりたいと存じます。

次に、認可外の院内保育所についてであります。お話の交付金を活用した金銭給付は考えておりませんが、現在、医療従事者の離職防止や再就業を促進するため、認可外の院内保育施設の運営費を助成しているところであり、引き続き、支援してまいりたいと存じます。

次に、対象の拡大についてでありますがお話のとおり、国において10月以降の新たな処遇改善の仕組みを検討していると承知しており、まずは、こうした国における議論の動向を注視し、必要に応じて国への要望も検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

須増議員

申請の実態について保育の現場では66(%)と大変低かったり、全体としても100に行っていないというのは問題だと思うのですが、これどうしてこのような実態になったかというのはわかっておられますか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。処遇改善の取得の割合が100%になっていない理由ってということでございますけれども、看護・介護・保育とそれぞれ、様々な理由があると聞いています。

例えば、先ほどお話ございました保育につきましては、私立の保育園に限って言えば、ほぼ100%が申請をされていますが、公立の部分が低かったと。これは医療機関でも同様の傾向がございまして、それぞれの自治体の考え方によるところが大きいと聞いてございます。

須増議員

ありがとうございます。公立でも処遇改善を求める保育士さんの声は大きかったわけですが、自治体がそれだけ後で負担にならないかということで二の足を踏んだと聞いてまして、やはり正確に国が求めた政策を自治体ならなおさら実施しなさいと県がしっかり指導すべきではなかったかと思えます。ぜひ100%目指して頂きたいと思えます。さらにですね、10月以降の不透明さが二の足を踏ませるという問題が起こっていると思うのです。そのあと、自分たちの経営者が処遇改善費用を負担しなくてはならないのか、と不安があるわけです。その話で、今の答弁だと明確な確信が持てなかったのですけれども、もう一度お願いします。

保健福祉部長

再質問にお答えします。10月以降の対応についてということでございますが、看護職員・介護職員という事については、すでに診療報酬・介護報酬の改定で10月以降措置をすることが国の方で、提示をされてございます。また、保育に関しましては公定価格の改定において措置をされるというふうに国は示しておりますので、県としてはそういったものを注視していくということでございます。

須増議員

いずれにしても、病院も介護職場もそもそも経営はギリギリで介護報酬で限定されていて、いま物価高で電気代や水道光熱費や給食代やっていう負担、どこからもとる方法がないわけで、そういうギリギリのなかで、この9000円もらっても現実には介護者の人たちに5000円しか支給できなかったというケースも聞いています。そういう実態がある中で、診療報酬が

本当にそこにちゃんと手当てできるのか、そこが不安なんです。その点どうですか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

10月以降確実に職員に手当が届くのかということだと思いますけれども、現在報酬の中で処遇改善をしているのは介護報酬のみでございますけれども、介護報酬のなかでの処遇改善、まあその上乘せの部分については、先ほど議員ご指摘の単価を、ひとりあたりの単価を値切るという事も含めて、そういったことは報酬の中で許されておらず、その人数に応じた額が加算されますので、その部分は確実に職人に届くようにと、いわゆる紐つきの報酬の改定、報酬の制度ということになってございます。診療報酬についてはこれからそういう前例がございませんので、どういう制度設計をするかはこれからだというふうに思いますけれども、そういった介護報酬の考え方が参考になるのではないかなと思っています。

須増議員

今の介護報酬の問題の9000円出して5000円はいけないんだ、という話ですけれども、その施設にしてみれば、本当に経営が破綻しては意味がないわけで、それは施設が悪いというよりは、やはり介護報酬そのものをこの物価高に合わせて一定の改善が必要なんだということが前提だと思うんです。そのあたりは本当によく国にも要望して頂きたいと、そういう実態があるとも、お伝えいたしたいと思います。

④に移ります。先ほども言いましたけれど、要因は2021年でそれまで40%の赤字の病院数だったのが、今63%まで赤字が広がっています。基本、本当に赤字です。コロナ禍で経営が悪化している実態の中で、介護士だけが報酬が上がるというのは本当に分断を生んでいるんですね。そのすべてのケア労働者に等しく手当をするっていう考え方をもっと強く訴えて頂きたいのですけれども、病院の経営についてどのように感じておられますか。

保健福祉部長

再質問にお答えします。

病院の経営についてという事でございますけれども、今回コロナの影響もございまして、それぞれ入院を実際にやって頂いているところ、いわゆる発熱外来をやって頂いているところ、それ以外の医療機関ということで、それぞれ診療科も含めて非常にこう患者さんの流出も含めて非常にばらつきがあるんだと思っています。それで、議員ご指摘のとおり、今回のこのコロナをきっかけに非常に厳しくなっている医療機関もあればそうじゃないところもあるんだろうという風に思いますので、県としては県内の医療機関が潰れてしまうと確かに元も子もないということがございますので、きちっとその報酬改定であったり、報酬改定が新しくなればとれる加算はきちっととってもらおう、ということで、研修会とう通じて県からも周知をさせて頂いたりだとか、補助金等もありますので、ちゃんと要件満たしているところはとって頂くように、今回の処遇改善もそうなんですけれども、県の方からきちっと周知を、何度か連絡をさせて頂いたりしてきましたけれども、そういったことをきめ細かくやっ

ていくことが必要ではないかと思っています。以上です。

須増議員

先ほどの病院の件で、要望ですけれども水道光熱費がもうすでにショートして払えないという病院で、自治体に支援を求めてきた実例も現在あります。本当に深刻だと思いますのでぜひとも対応お願いしたいと思います。

6、私立学校について

(1) 経常費助成について

私学団体の調査によりますと、私立高校の経常費助成の生徒一人当たり単価で比較して、岡山県の全国順位は43位となっています。国が財源措置している国庫補助金と地方交付税をあわせた344,829円が令和三年度の生徒一人当たり財源措置となっていますが、岡山県はこれより9,000円以上少なくなっています。これまで徐々に増額するなど、努力をされてきたわけですが、国の財源措置よりマイナスとなっている県は8県しかなく、多くの県は国の財源措置より増額しており、全国平均から見ると20,000円以上も少ない現状です。(図あり)

岡山県の公教育を担っている私立高校に対してあまりにも不十分と言わざるを得ません。国の財源措置を下回ることはないように増額を求めます。知事のお考えをお示ください。

(2) 加算

私立高校の経常費助成の在り方について、本県では、生徒費に定員内実員数を単純に乗じて算定するなど、教員の能力開発及び資質向上の促進や少人数教育等の推進に対しての加算が行われておりません。私学のこうした努力に対し、加算を実施し、私立高校を支援すべきと考えますが、総務部長のお考えをお示ください。

(3) 40人を超える学級編成

高等学校設置基準では「同時に授業を受ける一学級の生徒数は40人以下とする。」と私立と公立は同じ基準となっています。しかし、40人を超える学級編成が年度初めから常態化している学校があります。

この問題では、二月議会でわが会派の氏平議員の質問に対し、総務部長は「著しい超過等 がみられる場合には、指摘や指導を行って」と答弁されました。しかし、実際には、今年の新一年生は、7クラスが40人をこえて編成されていて、うち、5クラスについては45人以上となっている学校もあります。県の指導が不十分と言わざるを得ません。

高等学校設置基準である「40人以下」について、「ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。」というただし書き規定があり、文部科学省の私学部私学行政課等の担当者に、私、直接聞きました。

「特別の事情」とは、「たとえば年度途中に編入などでやむを得ないもの」等かなり限定的であり、「恒常的に40人を超えていることは是正を求める。県は指導をすることが

必要で認可取り消しもありうる。」と厳しい判断をお聞きしました。

現在、県では、収容定員を著しく超えた在籍生徒数がある場合、経常費助成の減額措置を行っていますが、40人以下という基準に違反してもそれに対するペナルティーはありません。収容定員より二割以上多く入学させ、クラス数はほとんど増やしていない実態があります。子ども達の学ぶ権利の問題として国の定めている40人学級も守れないようでは困ります。守れていない私立高校に対し立ち入り調査を実施し指導をすべきと考えますが総務部長のお考えをお示してください。

(4) 耐震化

岡山県内の私立学校施設の耐震化率は全国ワースト1位です。耐震診断実施率も55.7%と低く、非構造部材の耐震対策実施率は12.8%、さらに、耐震化工事の計画がないところもあります。県は、補助金の増額の延長や指導強化をすすめておられるとのことでしたが、国が定めた「防災・減災・国土強靱化のための五か年加速化対策」で私学の耐震化実施の目標年度まで時間がありません。しかしながら、耐震化計画が未定の施設が、わが県には多く残っています。まず、直ちに耐震化計画を必要なすべての施設で作成できるよう援助すべきと考えます。それと同時に、私立学校において、耐震化の大規模工事のノウハウやそのための体制をとることが困難な学校に対しては、県の強い指導と援助が必要と考えますがいかがでしょうか。あわせて総務部長のお考えをお示してください。

(5) 検査体制

私立高校において、前述のように40人定員問題、耐震化問題のほかにも、授業日数や単位の問題、セクハラ・パワハラなど法令順守を徹底し、学校運営をしていただくことが欠かせません。県は検査権限を持っているわけですが現在十分に機能しているとは言えません。検査体制の充実強化が必要ではないかと考えますが知事のお考えをお示してください。

(6) ハラスメント防止

法改正が進み、現在、職場のパワーハラスメント防止措置が事業主にも義務化され、男女雇用機会均等法第11条では、職場におけるセクシュアルハラスメントについて、事業主に防止措置を講じることを義務付けています。国は、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めることとなっており、その中で事業主は、

- ・方針の明確化及びその周知、啓発
- ・苦情を含む相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応
- ・プライバシー保護、不利益取扱いの禁止等の講ずべき措置

などの対応がすべての職場で求められています。教育現場でも同様です。しかも、教育現場では、生徒や児童が被害者となることが多く厳格な対応が必要です。そこでお聞きします。

全ての私立学校にハラスメント防止措置の規定を持つよう指導すべきと考えます。また、私立学校すべての教育現場を対象に、学校等の外に相談窓口の設置をしてはどうでしょうか。パワハラ・セクハラはそもそもその職場の中で解決するのは難しく表に出せないこと

が多くあります。プライバシーの保護を前提とした相談窓口を外部に設け、調査権限をもって行為者に対する適正な措置を勧告できる体制を整備してはどうでしょうか。併せて総務部長のお考えをお示してください。

知事

お答えいたします。

私立学校についてのご質問であります。

まず、経常費助成についてであります。県ではこれまで、厳しい財政状況の中においても、私立高校の教育条件の維持・向上や経営の健全性、さらには、保護者等の経済的負担の軽減を図るため、関係団体等からの要望を踏まえつつ、経常費補助金の拡充等に努めてきたところであります。

今後とも、私立高校が、本県の公教育担い手として、重要な役割を果たせるよう、支援してまいりたいと存じます。

知事

次に、検査体制についてありますが、毎年度、全ての私立高校に対し、生徒や教職員の数等の実態を把握するため、報告を求めるとともに、調査を行い、必要に応じ、私的な指導を行っているところであり、お話のようなご指摘をいただくことのないよう、適切な検査に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

総務部部長

お答えいたします。

まず、加算についてであります。お話の私学の努力に対しては、経常費助成とは別に、私立学校教育改革等推進補助金等の制度を設け、私立学校の特色ある教育を推進するための助成や情報化教育等に要する経費の助成などを行っているところであります。

総務部長

次に、40人を超える学級編成についてであります。毎年度、私立学校報告表により、各私立高校全体の定員や生徒数、一学級ごとの生徒数を調査しており、著しい超過等がみられる場合には、指摘や指導を行っているところであります。

本年度も、先般、私立高校報告表が提出されたことから、現在、各高校の状況を確認し、指導等を行っているところであります。

今後も、高校学校設置基準に沿った対応が適切になされるよう、学校を訪問するなどにより、指導等を行ってまいりたいと存じます。

次に、耐震化についてであります。昨年1月の文部科学省の通知を受け、耐震化が完了していない学校に対し、早期の耐震化年次計画策定や、耐震診断、耐震工事について要請す

るとともに、順次、学校を訪問し、状況の聞き取りや働きかけなどを行っているところであり
ります。

今後とも、学校を訪問するほか、会議の場等において、耐震化を促すとともに、国の助成
制度等の説明を行うなど、学校の状況にも合わせた指導等を行い、早期の耐震化が図られる
よう取り組んでまいりたいと存じます。

総務部長

次に、ハラスメント防止についてであります。労働施策総合推進法等の改正により、パ
ワーハラスメント等防止措置が事業主の義務とされたことから、私立学校に対し、パワーハ
ラスメントなど各種ハラスメントを防止するために講ずべき措置等を適切に実施するよう
要請しているところであり、今後、必要に応じ、指導することとしております。

お話の相談窓口設置や体制整備については、労働局が窓口を設置し、勧告等の権限を有し
ていることから、考えておりませんが、県に相談等があった場合には、労働局を紹介すると
ともに、学校に確認するなどの対応を行うこととしております。

以上でございます。

須増議員

ありがとうございます。まず1番ですけれども、補助金の拡充に努めてきたというふうにお
っしゃったのですけれども、今の時点で十分だという認識だとお聞きしてよかったのでしょ
うか。

知事

私、教育県岡山の復活を旗印に十年前こちらに来させて頂いております。特に教育費につい
て公立・私立を問わず、これで十分と思えたことは一度もございません。

須増議員

それを聞いて安心しました。ありがとうございます。

私、メリハリが大切だなとこの期感じております。加算で少人数学級やっているところだと
か、先生の特異な個性を生かした授業など特別に支援する制度そのものがあるにも関わらず、
県は実施をしておりません。一方で、総量も足りていないわけですが、超過で不正、
基準を守っていない学校も一部にあたりします。がんばっているところと、そうでないと
ころのメリハリをつけた補助金の制度が必要ではないかという風に思うわけなんですけれ
ども、それについてどう考えますが。

知事

がんばっているところと、そうでないところ、メリハリをつけるべきではないかと。そうだ
なあとという思いと、実際にそれぞれの学校にとってみれば自分たちがあてにできる補助金の
金額があらかじめ予想できるというのもそれぞれの学校の経営を考えると非常に大事な

と、大切なんだろうなと思うところがございます。現在の標準的運営方式の色々批判があることは承知いたしておりますけれども、非常に客観的な基準を使って、予測可能性を非常に高めているという良い点もあるところがございます。役所が裁量が大きいというのは、なかなか気分のいいところではあるのですけれども、それがどの程度裁量を持つべきかということも、また議論があるところがございます。アイデアは頂きながら、実際にどうするかはこれからも考えて行きたいと思います。

須増議員

知事、よくわかっておられるんだなと思ってお聞きしたんですけれども、県が私学助成の提言で、平成 19 年にこの検討委員会の結論で、今知事がおっしゃった、経常費補助金の標準方式になったという文章、私も読みました。

ここで改革、その当時加算してあまりにも複雑になったので、こう変えた。私もそうだなと読んだのですけれども、改革のいの一に法令順守の強化ってあるのです。その中に、収容定員の厳守とか法令等に基づいた公正な学校(運営)に努めなければならない、ここが大事なんだって言っているんですよ。これがやっぱりちょっと崩れている気がするんですけれども、いかがですか。

知事

まだ私の就任前でございますけれども、なかなか色々な悩ましい問題があったなかで、完ぺきかどうかは別として、こういうやり方がいいのではないかという平成 19 年度の改革をしたと。この改革全般に言えることですが、何かどこかでしっかり考えて改革をしたと、それがパーフェクトなことは非常に珍しい上に、それから 10 年も経てばその時例えばパーフェクトであったとしてもパーフェクトであり続けるというのはなかなか難しいところがあります。時間がたてばどういう形で修正するかということは常に考えるべきだと、これは一般的に私常に申し上げているところで、そういったご意見が出ているということも考えながら次のことについても検討する。ただ実際に、いまようやく安定的に水準について色々ご意見を常に頂いているのはそうなんですけれども、ようやく安定的にできているなかで、その一歩がまたどういう効果を生むのかちょっと難しいところもございます。

須増議員

先ほどの話からも関連するんですけれども、5 番で監査の体制強化ですけれども、適切に務めていくとおっしゃったんですけれども、私香川県の実態を聞きました。総務学事課に私学グループが 8 人いて、2 年に一度現場に訪問に行って。3 人体制で調査訪問している。一方岡山県は数年訪問そのものをやっていない。そういう本当に格差が出ています。そういう中で法令順守っていうところに、本当に抜け道ができてたんじゃないかという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

知事

香川県では人数が多いぞということで、それぞれの県の考え方でそれぞれ動いているのだろうと思います。この私自身、私立学校のいいところっていうのは公立学校と違ってそれぞれの建学の精神にのっとってかなり自由に学校運営ができる、その方針に賛同した生徒・保護者の方が応募をする。それによって世の中のニーズも公立高校よりも的確にすくい上げることができる。もしくは公立高校でどんとすごいチャレンジをして失敗すると大変なことになるんですけど、一校一校であればそんなに悪影響を与えずに挑戦ができるという事が素晴らしいことでありまして、あまり強い枠を役所がはめるということ自体にはもともと私は否定的な考え方を持っています。ただ、法令順守という事であればそれはきちっと見る必要もあるわけございまして、我々の今の仕事が足りていないのか、それについても気にして考えておかなければいけないと思っています。

須増議員

法令順守は絶対だと思います。40人学級にしても、耐震化にしても。この耐震化できていない教室に49人も詰め込まれているクラスが現実にあるわけですから。それを子どもたちの安全、生命にとってとても大切な問題で、ここを放置しているわけにはいかないという強い決意が頂きたいと思います。いかがですか。

知事

法律大事であります。それぞれの法律に込められた趣旨がきちんと守れるように、我々としても努めていきたいと存じます。